

「実質的支配者」の申告のお願い

東郷証券株式会社（以下、「当社」という。）では取引時確認を適切に実施するために、実質的支配者¹の本人特定事項について確認をさせていただいております。

国際的な合意に基づき、マネー・ローンダリングやテロ資金供与の防止を強化することを目的としており、犯罪収益移転防止法に基づき、すべての法人のお客様の実質的支配者についての申告が必要となるため、申告書をご提出いただきますようお願い申し上げます。

該当する方の確認方法は 2 ページ目以降の「実質的支配者の確認範囲について」をご確認ください。

申告書に関する諸注意

① 実質的支配者の確認手続きについて

当社は、お客様の実質的支配者がどなたに該当するのかを確認するため、口座開設時に「実質的支配者に関する申告書」のご提出をお願いしております。

② 申告書の提出にご協力いただけない場合について

当社は、口座開設を予定されているお客様で、申告書の提出に応じていただけない場合には、口座を開設することができませんので、ご注意ください。

③ 口座開設後に実質的支配者が変更となった場合について

当社では、実質的支配者を適切に確認するために、実質的支配者が変更なった場合にも、申告書をご提出いただく必要があります。その際、管理部（Tel：03-5575-3104）までご連絡いただきますよう、宜しくようお願い申し上げます。

実質的支配者の確認範囲について

¹ 実質的支配者とは、議決権の保有その他の手段により、当該法人の事業経営を実質的に支配することが可能な自然人を指し、全ての法人に該当する者が存在します。

(1) お客様が非上場の株式会社、投資法人、特定目的株式会社等（資本多数決法人）の場合

① 法人の議決権の総数の 25%超（直接保有・間接保有の合計）を保有する個人・国等（ア）、又は法人（イ）がいる場合

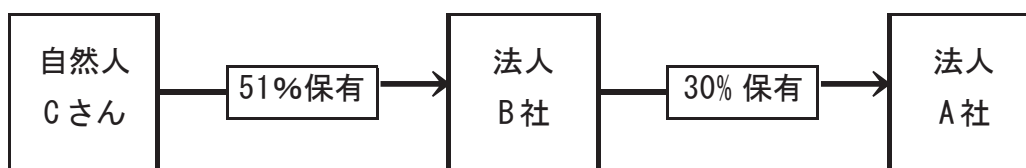
（ア）個人・国等²が顧客等の議決権の総数の 25%超を保有している場合³

当該個人・国等が実質的支配者に該当します。

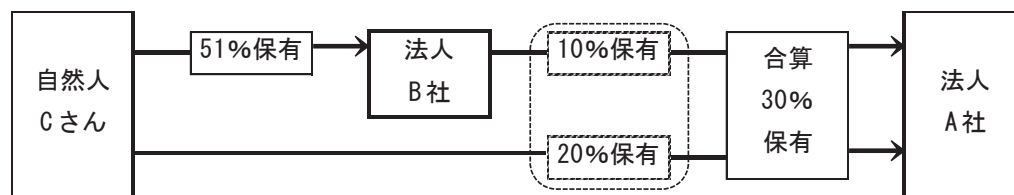
（イ）法人（国等を除く）が顧客等の議決権を保有している場合

当該法人の議決権保有状況についても遡る必要があります。当該法人の議決権の 50%超（直接保有分と間接保有分の合算）の保有者として、個人・国等がいた場合には、当該個人・国等が顧客等の議決権を間接保有していることになり、当該間接保有分の議決権又は当該間接保有分と直接保有の議決権を合わせて 25%超を保有している場合には、当該個人・国等が実質的支配者に該当します。

ケース) A社の議決権を 30%保有している B社、その B社の議決権の 50%超⁴を保有している Cさんは、B社を通じて間接的に A社の議決権を 30%保有しており、Cさんは A社の実質的支配者になります。



ケース) A社の議決権の 10%を保有している B社、その B社の議決権の 50%超⁵を保有している Cさんが A社の議決権も 20%保有している場合は、B社を通じた間接保有 10%と、直接保有 20%を合算して 30%となるため、Cさんは A社の実質的支配者になります。



② ①がない場合、出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人・国等がいる場合、当該個人・国等が実質的支配者

² 国等に関しては、4ページ目をご参考ください。

³ 議決権の総数の 25%超を保有する者が病気等により意思能力を欠いている場合及び他の自然人が議決権の総数の 50%超（直接保有分と間接保有分の合算）を保有している場合を除く。

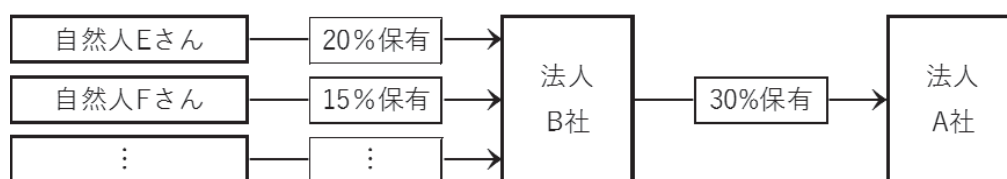
⁴ Cさんが B社議決権の 50%以下しか保有していない場合、Cさんは A社の実質的支配者には当たりません。

⁵ Cさんが B社議決権の 50%以下しか保有していない場合、Cさんの A社に対する議決権保有割合は直接保有する 20%のみと計算され、Cさんは A社の実質的支配者には当たりません。

に該当します。

- ③ ①及び②がない場合は、代表権のある者であって、その法人を執行する個人が実質的支配者に該当します。

ケース) A社の議決権を30%保有しているB社、そのB社の議決権の25%超を保有する自然人又はそれに準じた支配的影響力を有する自然人がない場合には、B社を代表し、その業務を執行する自然人(複数名いる場合は、すべての者)が実質的支配者となります。



ケース) A社の議決権の40%を保有しているCさんと、A社の議決権50%超⁶を保有しているDさんがいる場合は、Dさんが実質的支配者になります。Cさんも40%を保有していますが、他の者が50%超を保有している場合には、それ以外の者は実質的支配者に当たりません。



(2) お客様が持分会社、学校法人等の場合

- ① 当該法人の収益配当又は財産分配受領権の25%超を保有する個人・国等⁷がいる又は出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人・国等がいる場合、当該個人・国等が実質的支配者に該当します。
- ② ①がない場合、代表権のある者であって、その法人の業務を執行する者が該当します。

⁶ Dさんが議決権の25%超50%以下しか保有していない場合、CさんとDさんの双方が実質的支配者に当たります。

⁷ 収益配当等の総数の25%超を保有するものが病気等により意思能力を欠いている場合及び他の自然人が収益配当等の総数の50%超を保有している場合を除く。

「国等」とは、以下に該当する者を指します。また、以下に該当する者又はその子会社（会社法上の子会社に限る）は、実質的支配者の判断において自然人とみなされます。

- ・ 国
- ・ 地方公共団体
- ・ 独立行政法人
- ・ 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人
- ・ 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は我が国が加盟している国際機関
- ・ 勤労者財産形成貯蓄契約等を締結する勤労者
- ・ 上場会社等
- ・ 勤労者財産形成基金
- ・ 存続厚生年金基金
- ・ 国民年金基金
- ・ 国民年金基金連合会
- ・ 企業年金基金
- ・ 預貯金契約又は定期積金等のうち、被用者の給与等から控除される金銭を預金若しくは貯金又は定期積金等とするものを締結する被用者
- ・ 被用者の給与等から控除される金銭を信託金とする信託契約を締結する被用者
- ・ 団体扱い保険又はこれに相当する共済に係る契約を締結する被用者
- ・ 顧客等に有価証券を取得させる行為を行うことを内容とする契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭を当該行為の対価とするものを締結する被用者
- ・ 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介に関する契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭により返済がされるものを締結する被用者
- ・ 有価証券の売買を行う外国の市場（国家公安委員会及び金融庁長官が指定する国又は地域に限る。）に上場又は登録している会社（「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第18条第11号の規定に基づき、国又は地域を指定する件」（平成20年国家公安委員会、金融庁告示第1号）において、アイスランド、アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、インド、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、デンマーク、ドイツ、トルコ、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、ブラジル、フランス、ベルギー、ポルトガル、香港、マカオ、マレーシア、南アフリカ共和国、メキシコ、ルクセンブルグ、ロシアが指定されています。）